

歴史に学び、今何をなすべきか

政 平 智 春

「部落史に学ぶ」というテーマをいただいたんですが、「部落史に学ぶ」ということと、私が表題にしております「歴史に学ぶ」というこのことについて、やはり少し考えておかなければならないのではないかと思うわけです。「部落史に学ぶ」ということを、ぜひぶん今までの運動の中で言われてきました。そして今でもぜひぶんそういうことがあるんですけども、部落史というのは、一体何だろうか。部落史という独自の歴史があるんだろうかと考えていきますと、実はないんです。

歴史というのは、常に一つのものだと私は考えているところなんです。その歴史の中において、たとえば部落が、どのような位置に置かれて来たのか、どのような位置に立っていたのか。常に全体と部落との相対的な関係

というものを明らかにするということが、私は歴史に学ぶ本当の意味だろうと思うわけです。

常に部落が何をやって来たのか、何をやらされて来たのか。こういうことを研究のテーマにすることが多いわけでありますけれども、何をやって来たか、何をやらされて来たかは、常に相手があったことなんです。逆に言えば、封建支配構造の中で、部落がどのようにおし込められていたかという支配者からの見方もできるわけです。その相対的な関係をきちんと明らかにしておかなければ、今、私たちが取り組んでいる部落解放運動というものが、まさに部落だけの運動と言いますか、悪い意味での部落第一主義になってしまう。部落だけ良くなればということとです。ありえないことですが、部落だけ良くな

れば、それでお願いします。

実は、そのありえないことが、運動の中で、今あるということに、私は非常に大きな懸念を持っているものの一入であります。と言いますのも、今の地対協路線がございませけれども、この地対協路線の中で、中央本部がずいぶん変質をしたというふうには私たちは県連の運動として、批判を展開しておりますが、その変質の基本となるものは何かというと、やはり部落第一主義の変形だというふうに考えています。

と言いますのも、なんとか「部落解放基本法」を作ってほしい。なんとかできないだろうか、このような思いが、実は選択肢を、実際は選択肢はないんですけれども、選択肢を自ら狭めてしまつて、ある意味では権力に媚びを売ることによつて、それでなんとかしてもらえるのではなからうか。これは一九九三年の十一月十七日、一八日から、一二月の初めにかけての中央本部の激震と言いますか、そのようなものに襲われて、衆議院議員における小選挙区比例代表並立制に賛成をしてくれないか。このような忠告と言いますか、意見を当時の上杉委員長が、当時の書記長であった小森代議士に対して伝えてきたのです。その半年前、七月に総選挙があり、自民党が少数に転落をいたしましたして、細川連立内閣が成立したこと

は、まだご記憶に新しいところだと思えますが。この時の最初の部落解放同盟の細川内閣に対する評価というもの、当時の社会党が入つて、民衆のためになる政権であるという、こういう評価をしたんです。

しかし、私たちは、とてもそういうふうに見える状態ではないし、仮にそうであったとしても、その時点で、そういう評価をすることは、時期尚早である。じっくりと、この細川連立内閣の本質を見極めた上で評価を出すということにしなければ、非常に危険であるというふうに主張をしたところです。九三年の九月の中央委員会があったわけでありませけれども、その時に、そういう考え方を出しました。

さらにそのあとの全国研究会が、名古屋で開かれました。一〇月の初めだったと思えますけれども。この全国研究会が開かれた時も、上杉委員長は、細川内閣に対して、過大な評価を与えていくということがありました。そして議論の内容も、ちょうど私は、上杉さんと大賀さんの二人が助言者に立った分科会へ参加したわけでありませけれども、その二人が、いわゆる階級というものはもう古いんだ。身分と階級の統一的把握という考え方は古いんだ。部落問題は階級ではない。そして歴史を見る見方も、階級史観というのは古いのであって、階級

史観というのは、実はもうなくて、今我々が立つべきところは人類史観だ。このように言ったのを、私は今でも鮮明に覚えているところなんです。

そこで人類史観という言葉聞きまして、なんと変なことを言うようになったなというふうに思ったんです。人類史観というのをどのように解釈をしてみても、部落を解放するということにはつながった論理にはなりません。

要するに、今までの歴史というものは、常に時の支配者が被支配者を搾取し、そして抑圧をしてきたという歴史であります。これはもう間違いない歴史です。今でもそうであります。そのような歴史に対する基本確認というものを放棄して、人類史観という曖昧な概念で主張することは、結局、これから行き着く先というものが、今のままか、もしくはもっと悪くなってしまう結果になりかねないのです。

かつて私に年賀状をくれた人が、「五〇年前を忘れる人は、五〇年先を語ることはできない」と書いていました。これは名言だと思えますけれども。これは第二次世界大戦で日本が引き起こした戦争のことを忘れたのでは、将来また、侵略ということになってしまおうという、こういうことを述べた言葉であったわけでありませう。歴史を

誰の立場で、どういう視点で見えていくのか。この視点に立って、私たちは歴史を見なければならぬということにつきると思います。

これは皮肉にも、実は中央本部が迷ってくれた、迷った問題の提起の仕方をしてくれたことによって、そのアンチテーゼとして、私たちが本気に歴史を学ばなければいけない。こういう思いにさせてくれたことによって、今、申し上げましたようなことが、ずいぶん私たちのためになり、勉強になった。ここを自信を持って、今後も進めていこうということに、今、現在なっていると思います。

さて、最初に書いてあります、ものの見方、考え方ということですが。これは歴史だけでなく、今日の社会も、自然界も、あらゆるものを見ていく上における、基本的な考え方だと私は受け止めて、今日まで、これを土台としながら考えることにしております。第一、第二、第三という順番をつけておりますけれども、これは決して順番があるものではありません。相互に関連しあっているということ、私たちがふまえておかなければならないわけでありませう。一番、二番、三番というものがあられるわけではございません。

さて、第一番目に述べています、「全体と部分の統一

的な把握」ということです。これは全体の中に個がどの位置にあるか。全体の中の個がどの位置にあるか。個というのは、全て個でありますから、個の習性によって全体というものが形成されているということもございましょうし、その全体の中における個というものの位置、部落がどの位置にあるか。そして今の労働組合という立場が、今の日本社会のどの位置にあるのか。そして天皇がどの位置にあるか。このようなことを明確にしながら、ものを見ていかなければ、最も抑圧されたような人々が、天皇陛下万歳と言わざるをえないような社会に突入してしまうと私は思います。

そういうことを指摘したことの言葉としてよく使われるのが、「木を見て森を見ざるのたぐい」というのがございます。山の中の一本の木を見て、全体を評価することの間違い。一本だけが素晴らしい木であっても、他の木が、まだ幼い雑木のようなものであつては、その山が素晴らしいということにはならないわけでありまして、やはり全体と個というものを統一的に把握して見るという見方というものが、非常に大事であるということですね。

それからものごとは、必ず変化をするということ。この変化を通して見るということは、近代市民社会の中に

おける私たちの考え方の、最も科学的な考え方だということに言うことができると思います。

同和教育においても、全ての子どもを進路を保障するということがございますけれども、この全ての子どもを進路を保障するということは、全ての子どもを見つけていなければできません。一人一人をきちんと明確に見続けるということではなれないわけです。その子ども一人一人を、たとえ何か問題行動を起こすと、あの子は、こういう子どもなんだということで、レットルを張ったとしますと、それ以後のその子どもたちに対する見方というものが固定化してしまひまして、なんの取り組みも行おうという意欲が湧かないんです。取り組み側に、意欲が湧かない。そんなものは放置しておけ。こういうことになるわけです。

近世封建幕府時代における仕組みの特徴は何かと言いますと、固定化するということです。それはなぜかと言いますと、一定程度固定化された生産力という経済的土台しかなかったからなんです。ですから米というのはせいぜい、今、一反あたり、いくらできるかと言ったら、だいたい八俵から九俵ぐらいだと思ふんです。一反で一〇俵も二〇俵も三〇俵も取れるわけがないんです。それは生産力が固定化しているということなんです。まして

や近世封建幕府時代のように、農業技術も、今から比べれば、非常に水準の低かった時代というのは、恐らく五俵程度ではないかというふうに思うんです。これはもう去年も一昨年も、また来年もさ来年も、田んぼを耕して米を穫るといふ生産力というのは、ほとんど変わらないです。だからその生産力に照応した上部構造、固定的な生産力、その固定的な富を維持するための社会構造というのは、当然固定的にならざるを得ないわけです。

ですからそこに必然的に階級を固定化するという身分というものが必要となってくるのです。ですから物の見方というのは、必ず変化の相で捉えない限り、発展を阻害してしまふ。近世封建幕府時代というのは、その変化を抑えるための身分階層構造を作ったのです。ですから動くものを動かないようにするわけですから、非常に無理があるんです。その無理をするために、民衆をしぼりつけるという制度を作ったのが、今申しました身分階層構造と言われるものなんです。

封建体制を支える背景は何かと言うと、暴力です。ですから、暴力は時によっては、人の命を平然と奪うというものでありますから、ものごとを固定的に考えるということは、行き着く先は人の死、人間の命を奪うという、そのようなものだと思います。ですから、市民社会に生

きる私たちが相互に人権を認め合うということは、その変化、違いを認め合うことだと思えます。変化を見て取るということが、大事だと思えます。

そして、もう一つは、相互浸透作用というふうに言われるものです。万物の存在は相互に影響しあうものとして見なければならぬということです。一方が一方に対して、一方的に影響を与え続けるといふことはあり得ないのです。月と地球の関係で、月が地球のまわりを回っているというふうに言いますが、逆に月の引力によって、地球のバランスが保たれているということも言えるんです。太陽と地球の関係でもそうです。確かに太陽の引力が強いわけですが、地球の引力がなかったら、太陽とのバランスがとれないんです。ですからこの軌道を外れずに、太陽の回りを三六五日と四時間いくらかけて一周するということが成り立っているんです。地球の引力がなくなったら、恐らく太陽とのバランスが崩れるわけですから、飛び出て行くでしょう。地球が飛び出て行くと、それはどうなっていくと言うと、太陽系のバランスがバラバラになるわけです。相互に影響しあっているのです。

人間社会でもそうです。おとなと子ども。支配者と被支配者。そして使用者と働くもの、労働者。これは全て

相互に影響しあっているわけです。

この影響しあっているのを、今まで私たちもそうではありませんけれども、多くの人々が、ややもすると、その部分しか強調しなかったという、不十分な伝え方をする事によって、子どもたちに間違った、それこそ間違った影響を与えたのが、「士農工商えた非人」という六階制身分の伝え方なんです。「士農工商えた非人」という六階制身分を、何の説明もしないまま、それだけで伝えれば、まさに武士が百姓を支配し、百姓はその苦しみから逃れるために、上見て暮らすな下見て暮らせと、えた身分を見て、自分を慰めたんだという、これだけで終わってしまう。終わっているかどうかということを検証するのは、今県内で、特に南部協の中で、九七年に、高等学校、中学校で七件の差別事件が起きました。そのうちの四件は子どもたちが発言したものです。

発言の内容は、全て「えた非人」というものを、一番低位なものとしてインプットした中から発言されたものです。

部落が一方的に差別をされたという、低位、劣悪というイメージしかないわけでありますから、当然、子どもたちは、そういう使い方をします。そういう使い方をしってしまうような教え方をしているわけであります。まさ

に、この相互浸透作用という考え方を持たずに伝えていくわけです。

本来、「士農工商えた非人」の関係というものは、武士と百姓、百姓とえた、えたと武士、えたと百姓との関係。相互にお互い、どのように影響しあってきたのか。どのように影響されあってきたのか、させられて来たのか。そのところが明確にならないと、社会の仕組みというものが理解できない。そのところを、やはりきちんと今後、歴史を学ぶ上において、土台として考えなければならぬと、今思っているところであります。

さて、歴史ということについて、限定して参りたいと思います。「なぜ歴史を学ぶ、歴史に学ぶ」かです。歴史の共通点と異なる点を明確にし、歴史的流れの共通点と異なる点を明確にすることによって、自らの立場を相対的に明らかにする。これはさっき言いました、相互浸透作用の見方です。常に、相手のあることなんです。えたはえたとしてだけの歴史はありませんし、えただけでは、生活したわけでもございません。人間というのは、社会的な営みをしなければ生きていけない。最低複数の人間によって生活は成り立つものであります。

その相対的な関係というものを、常に明らかにしていくという、ここところが大事だと思います。その中

に、今、私たちが学ぼうとする、学ばなければならぬ階級史観の問題があります。我々が今、階級史観ということを変更して主張しています。それはなぜかと言うと、階級史観というものが、内側によって否定されているからです。先程言いましたように、「階級史観というのは古いんだ」「身分と階級の統一的把握なんていうものは、実際にはありえないことなんだ」と、こういう主張をする人たちがあります。

本来、階級史観に立たなければならぬ立場の間が、それを否定するということは、まさに仰向いてツバを吐くという状況でありますから、自分のところに必ず悪い結果として返って来るにもかかわらず、そういうことを主張しているわけです。

我々は、矛盾を内包する体制を維持しようとする人々が攻撃をかけてくるについては、論破しやすいんです。なぜかと言うと、今、今日の社会というのは、人権ということまで主張していけば、今までは彼らはビクツとして、私たちに対する攻撃を躊躇せざるを得ないような状況がありました。

しかし、最近、ちょっと違うんですが、曾野綾子なんというの、人権擁護推進審議会の委員として、「人権」というのは、もう邪魔にしかならない。一番大事なのは

何かと言うと、愛だ」という主張を持っています。そういう極めてあいまいな観念的なことを言って、「人権」ということをごまかそうとしているのが、今の支配者側に属する者の考え方なんです。

ですから、私たちは、内側からそのような攻撃と言いますか、この階級史観を崩すということに対して、厳密な対処の仕方をしていかなければならないと思っるところであります。

ところが一方、今の支配者と言われる層、大衆経済が不景気になっております。この経済が不景気になっていると言いますが、確かに私たちも、その不景気のおおりに受けておりますけれども、本質的な不景気は誰かと言ったら、搾取して儲けようとする資本家でしょう。その不景気になった経済構造というものを、なんとか立て直そう。そのためには、ある意味では戦前戦中のように一億総火の玉という形で、国民をどのようにしていきますか。それが今彼らの一番の思いであります。その思いを一番聞き入れないのはどこかと言うと、広島島の部落解放運動や同和教育運動や、広教組、高教組運動なんです。だから攻撃が来る。一番目障りなところを攻撃する。これは権力の常套手段です。

ですから、「君が代」を歌わない学校、「日の丸」を

掲げない学校に対する攻撃を仕掛けています。

石橋という県会議員が広島の方におりますけれども。

彼が、アンケートを裏に刷り込んだビラを、何回も新聞にはさんで配っていたのを、昨日見ました。そのアンケートの内容は、つまりアンケートを見た人の子どもさんの学校で、「偏向教育が行われていると思うか。○をつけてください」と言うんですね。「日の丸」を掲げない、「君が代」を歌わないことについて、あなたはどう思うか。三つの答えを用意している。そのようにして、その石橋というのは、おっちょこちょいでありますから、そういうことをどんどんやっていくんです。

要するに、今、一番危機感を持っているのは誰かと言ったら、皆さん、それは支配階級なんです。我々の方は、どっちかと言ったら、ボートとしている。たまたま広島県の場合は、階級史観に基づいた運動をやっているという主張が、普遍的に存在をしますから、中央本部がそのような「身分と階級は古い概念だ」とか、「階級史観なんか存在しないんだ」というふうに言ったことに對する反論ができる体制がございますけれども、全国では、ほとんどの仲間は反論できないでいるんです。もちろん教組や高教組、自治労などの各中央本部段階も含めて、そういう階級史観なんかはないという主張に傾斜して

います。

ほとんどそうやって、我々の生きる権利、生活する権利を奪うような政策を彼らはやって、それでも足りない。だからさらに思想統制をするための彼らなりの階級史観に立った攻撃をかけている。支配者の階級、支配階級の歴史観です。だから天皇制を強調するというのは、彼らにとってみれば当然です。我々にとってみれば、そのアンチテーゼとして、天皇制反対というのは、当然なんです。これをどれだけ多くの人々の合意を得ていくのか。共通認識に立っていくのか。このエネルギーを持つためには、きちんとした歴史観を持たなければならないと思います。

さて二番目ではありますが、「現時点を歴史の通過点として見る」です。そして、現在の矛盾の根源を解きあかすということが大事です。

それぞれの人間やそれぞれ間の社会の歴史的立場というのは、全ての人々が違うんです。社会的立場も違います。ところがその共通点もあるわけです。その一番のところは、共通点のことを明らかにするというところでありますから、その歴史的立場と社会的立場の接点に自分はいるわけです。時間を縦の流れとして、社会を横の線としますと、この接点に自分が立っているんだという。そ

して、そこから社会を見ることによって、行く先、方向性というものが確認できるわけでありませう。

そのようなことで、社会的立場をきちんと明確にする。そして、現在の矛盾の根源を過去にさかのぼってたどって見る。現在の矛盾というのは何かと言ったら、まさに日々私たちに対してかけられているような部落差別、分裂支配政策。それをきちんと明らかにすることだと思ふんです。それがなければ、社会的立場の確立は非常に難しい。言い換えれば、そのような理論的な学習、研修というものを、幸いにして、広島県の部落解放運動、同和教育運動というものを積み重ねて来ました。今こうして皆さん方がお集まりになっているような内容の学習会は、広島県ではいたるところで行われています。皆さん方が、今日こうして来られているわけでありませう。しかし残念ですが、全国的にはこのような学習をするということとは、ほとんどないんです。

古い話になるんですが一九七三年の「部落解放運動」という冊子があります。黒い表紙の冊子です。当時の部落解放同盟の運動方針の中に、そのことが明確に位置づけられています。要求は闘いの母である。その闘いの中で、自らの社会的立場をどれだけ自覚をしていくかということが、非常に大きな課題である。このように言って

います。しかし要求闘争だけで終わってしまうということとは、結局のところ、部落第一主義。悪しき部落第一主義に終わってしまうという結果となります。それが実は今の全国的な状況なんです。階級はない、身分はない。あとあるのはなにか。「家」意識と「ケガレ」意識だけだということになってしまふんです。

そして「歴史に学び、人類の方向性を明らかにする」です。人類の方向性というのは、人類全てです。今まで、人類史観というものは、私は否定をしました。しかしこれから先、その矛盾を解きあかすことによって、たとえば人類の課題というのは、まだたくさんあるんです。環境の問題、核の問題、核にしても、環境にしましても、皆さん、これは支配者とか被支配者とかいう課題じゃないんです。人類の課題なんです。それらをきちんと方向性を出していくということ、彼らの抑圧、そういうものをいかに譲歩させ、後退をさせていくか。そうしないか、私たちも含めた人類というのは、もう滅びへの道しかないんです。

さて、三番目、今度は、具体的な内容に入っていきますが。私たちは、「部落差別は身分階層構造による分裂支配制度の仕組み」だということを、今日まで訴えてきたところでありませう。そして今もそう思っています。そ

の仕組みというのも、「享保の触書」から見てみたいと思います。この「享保の触書」というのは、一七二六年、享保時代です。享保の一年に出されました触書。これは、広島藩で明確に残っている触書の一つです。

その前には、関係したものととして、何があるかということ、「武家諸法度」というものがありました。武士に対する儉約令のようなものです。こうしなければならぬ。あしななければならぬ。これは幕府が、各大名に対して出したものです。基本的には、それが各領主から、その家臣に徹底をしていく。百姓に対する儉約令も同じような年代に出されております。非常に長いです。事細かに書いてあります。三原市史に載っているんです。この百姓に対する儉約の触れというのがあるんです。

部分的に読んでみますと、生活を派手にするなということが主流となっています。冠婚葬祭に対する規制とか。さらには、切り墓を建ててはならないとかあります。ですから原則として、一七二六年、つまり享保一年以降、幕末にかけては、百姓は切り墓を持っているということはありません。

そのようなことを、生活の細部にわたって規制をした触書があります。それと同じように、この「享保の触書」というものが出されていくわけですが、これは

「革田どもに対する儉約の触れ」という形で出されます。ご存じのように、広島は革田という身分です。福山播磨士農工商の下に、えた、ちゃせん、非人という三階層の身分構造があります。広島藩は非人はどうもいたようではありませんけれども、明確にどういう位置づけだったのかということが非常に希薄なんです。ほとんどが革田。特に郡中、郡ですね、豊田郡なら豊田郡の、そのところに行けば、ほとんど革田がすべての賤業、雑業というものを担わされていた。こういうことがこの中から読みとれるわけがあります。

触書の内容は、八項目ありまして、一つは鬻の結い方。いわゆる茶筌鬻です。お茶の茶筌がありますが、それを逆さにして立てたような、一箇所だけでクルッと結んだ鬻にしなさい。

それから、常々は刀はさし候ことなきに、つまり刀はさしてはいけません。仕事があれば刀をさす。仕事というのは取締りです。それから三つ目が、衣類木綿一色、なんによらず、絹物を用いるべからず。つまり絹を使ってはいけません。木綿で一色だけです。それから似たようなものですが、紋付きを着てはならない。

どうも考えてみますと、紋付きというのは、家紋と言われるように家の紋なんです。ところが身分外の身分と

しての位置づけでありますから、家というものはありません。領主の命令によって、いつでも転勤をさせられるという位置づけにあったわけです。幕末になるにしたがって、広島県内で、部落の数が増えていくんです。それは何かと言うと、非常に政情不安定、社会が不安定になることによって、取り締りのエリア、革田一人あたりの守備範囲を狭くして、配置をすることによって、小さな範囲を一人の革田身分が、または数人の革田身分が取り締まっていくという仕組みが必然として作られていくんです。百姓の年貢を取り立てていくという仕組みでありますから、そのような形で、どんどん増えていく。だから家というものが認められていなかったのではなからうか。だから紋付きはダメだよということでしょう。

それから、百姓家から物を集めて回る時に、百姓家の家の中に入ってはならないというのがあります。これは「諸勧進つかまつり候節、在家の家に入りまじきこと」という文章になっているんです。

それから、さし傘、合羽、木履、つまり下駄、雨用の下駄みたいなものです。それを使ってはならない。菅笠、蓑、菅笠というのは、竹の皮で作ったものでありますし、蓑というのはワラで作った雨具ですね。そういったものを用いなさい。ただし、東西両革田頭においては、この

限りにあらずということがついているんです。

東西両革田頭というのは、何かと言うと、広島城の東と西の革田頭がいます。それは傘をさしてもいい。合羽を使ってもいい。こういう内容です。

七つ目は何かと言うと、常々武芸に励みなさい。本業に励みなさい。捕り物に行つて、逆にやられるようでは勤めは果たせませんから、捕り物術の修行に励みなさいということでしょう。逮捕術をしっかりと学べと。

しかも皆さん、逮捕術一つとっても、百姓に対して、飴をなめさせるような内容を含んだものなんです。と言うのは、逮捕する時に、百姓に対する礼儀作法をわきまえた逮捕をしなければならぬ。節度ある扱いをしなければならぬとなつていふんです。だから一番身分が低い者が、身分の高い者を逮捕するわけですから、礼儀作法をわきまえて逮捕しなければならぬというための逮捕術なんです。そこに、また分裂支配の意図が入っているわけです。

それから最後のところは、狂言、音曲つかまつり、勧進物乞い苦しからずといえども、つまり狂言や音曲をやつて、その周辺、多少は日帰りぐらいで行つてもいいけれども、それを本業として高歩きして本業の役を忘れるなという内容なんです。

さてこの背景です。社会的背景、支配者の意図は、何かと言いますと、たとえば茶筌髻にしろということ、茶筌髻にしていなかったということ。諸勸進つかまつり候せつ、在家の家内へ、つまり百姓家の中に入っはいけないと言っていたのは、それまで百姓家の中に入って、まあお茶でもどうぞ、ありがとう、ありがとう。祭りがあるけ、今度は来んさいやと言っ、一緒に酒の飲み食いもしていたのではないでしょう。絹を使った着物も着ていた。紋付きも持っていた。その紋付きを着てはならないというあとに、どう書いてあるかと言ったら、古物着があれば、その紋付きを塗りつぶして着なさいという命令です。つまり持っていたということ。つぎにいわゆる歌舞音曲に熟練して、それを本業として転々と移動するものもいた。それらのことは、全て、実は権力者、支配者にとっては都合なことなんです。命令して、駐在所に電話して、犯人がそっちへ逃げたから逮捕しに行けと言っ、いなかったら、大変です。権力者にとっ、指示・命令が行き渡らない状況にあるということは、非常に不都合なんです。そういう意味で、かなり自由なことをやっていたということも読みとれるものです。

奈良の一部や広島県内の西部のほうの一部に、江戸時

代に部落差別はなかつたという、ことを主張する人々がありました。そのようなことを主張するのは、江戸時代の一部を見て論理を立てていたのではないかと思ひます。それらの主張のもとになっているのは実はこの享保以前の話ではなからうかというふうに思っんです。ところが、最初のものの見方のところ、時間的変化の問題。いつごろになるのか。全体と部分との関係。いつごろどのような形であつたのかということ。明確にして議論をしないと、江戸時代総体で差別はなかつたと言っことは、とんでもない間違ひなんです。

なぜ明治以降に差別ができたかという問いに対しては「それは新たに皇族華族士族平民新平民と作られたから差別ができたんだ」という矛盾したことを言うようになるのです。

いずれにいたしましても、この「享保の触書」を中心として、それ以後、だんだんと差別を強化してきます。取締りが強くなつて来ます。それ以前の触書というのは、あまり目につかないんですが、これ以後の触書というのは、たくさん出ています。

しかも、享保の触書にはない罰則が加えられた内容になってきます。ここではあまり詳しく述べられませんが、一七七八年（安永七）七月には、徳川幕府が直轄地（天

領)に対して出した「穢多・非人などの風俗に関する取締令」がだされています。その内容の一部は「盗悪事い
たし候ものは勿論、百姓町人へ対し慮外致し候歟、百姓
町人体に紛し候者は、敵敷御仕置申付段、兼て穢多非人
茶筌之類へ敵敷申渡置・・・」(解放出版社・『近世部
落の史的研究・下巻』「備作地方の被差別部落の展開」
柴田一著から)と、厳しく取り締まりを命令しています。
また、広島藩がこの幕府の触れを受けて、一七八一年
(安永十)に「革田風俗統制令」を出しています。これ
ら二つの触書の特徴は、一七二六年の「享保の触書」に
はなかつた違反者に対する「処罰」を明記していること
です。

この触書の最後に、「郡中革田共不法法の風聞これあ
り候に付き、別紙の通り、諸郡一同に相触れ候。この段
革田共人別へ洩れざる様急渡申し付くべく候」として、
革田に対して徹底することを指示しています。

さらに、「右触書の趣、外に写し仕り、百姓共心得と
して申し聞かせ置き、革田共え馴れ合い、不埒の儀これ
なき候様急渡し置き申すべく候。右の趣心得、それ
ぞれ申し付くべきものなり」と、この触書を百姓にも徹
底させ、革田となれ合うことを厳しく禁止しています。

このことを見ても、時代とともに、経済が混乱

し、それと同時に社会も混乱していく時期に出されたも
ので、支配力を強化しなければ体制を維持することがで
きなかつたことによるものです。

このように、革田に対する支配の強化は、百姓に対す
る支配の強化と表裏一体のものとして行われています。

近世封建幕府の身分階層構造は、常に被支配者どうし
を対立させる仕組みとして機能し、矛盾が拡大すればす
るだけ、その仕組みが強化されていったことが理解でき
ます。

このような構造の中に対置された被支配者間の意識は
必然的に対立的意識を作り出し、拡大、再生産されて
いったのです。

岡山の洪染一揆も百姓に対する触書の別段触書がもと
で起きたわけです。それとか、一八五〇年代、五五年ぐ
らいになつても、触書が出ています。一八五五年と言
いますと、明治になるわずか一三年前なんです。その時代
にそういう触書が出されている。それは何かと言いま
すと、大変厳しく、我々を規制していくということ
と、大変厳しく、我々を規制していくということ
我々を厳しく規制すると同時に、百姓に対する規制も
同じく強化されていったということ
です。

その一例として、愛媛県の大洲藩では、胸に五寸角の
毛皮を張りつけて移動すること。家の軒先にも五寸角の

毛皮をつけておけ。こういう触れが出ています。土佐藩においては、夜中にちようちんを使用する時は、どこかえた村であるということを書き記したちようちんを持って歩け。これは今で言えばパトカーみたいなものでしょう。目立つように赤いのをクルクル回す。

つまり、取締りをするということは、取り締まる側であるということに皆に一目で分かるような姿形をさせる。それが取締りの効果を大きくするわけです。いつもかっも百姓を追っ掛けて行くわけにいかない。巡視をすれば、ああ、あいつらが来たから、ということになってくる。ともかく逮捕・投獄されたらひどい目にあう。その一七二〇年ごろに三原地方でも、大一揆が起きていまして、二〇数人、逮捕処刑されておりますが、そのうちの三人が獄門さらし首になっているんです。それを広島藩では、ほとんど革田が、郡中では革田がやっている。その「享保の触書」の時代から、それまではそういうことがあった。何度もそういうことがあって、部分的には最後の最後まで、この触書に抵抗をした。抵抗といっても、正面きって反対だと言ったわけではありませんが、いわゆるあっかんべーと武士の支配の監視の届かないところで、ずいぶん革田身分は自由なこともやっていたようでもあります。これは橋本先生に聞いた話なんです。幕末の

ころ、幕府が長州征伐に行きます。山口県、長州藩と戦争をして、最初は幕府が勝つわけですが。福山藩や広島藩の革田たちも、徴兵されるわけです。徴兵された時は、皆さん、着るものも同じ軍服にするわけです。そして帰った時に解散をしまして、もとの服装にしろと言っても、中にはその服を着たまま、わしは幕府のために闘ったのに、なんで違うのかと言って抵抗し、その服装で通した人々もあったようです。

いずれにいたしましても、本質的に支配者に対する反発というものがあつたということは、まぎれもない事実です。しかしそうかと言って、百姓の反感、憎悪というものも革田身分、えた身分に対してなかったかと言えば、それはものすごいものがあつたというふうを考えられま

す。触書の意図というものがあつます。それは、明確に革田身分と百姓身分の間に打ち込んだクサビなんです。この触書というのは。クサビが緩くなつたら、また打つ。クサビが緩くなつたら、また打つ。同じ内容をずっと何回も出し続けたこともあるし、さらに厳しくしたところもあるわけです。要するにクサビなんです。そのクサビだけでは、実際には効果がないということもありますが、先程言いました、常々、本業に励めという、捕り物、そ

ういったものに励めということです。川尻町で聞いた話なんです、川尻町の部落の真ん中に、江戸時代から続いた大きな屋敷があったそうです。それをここ何年前か倒して家を新築するために造成した。そうしたらそこからたたくさんの人骨が出てきたんです。人骨が出てきたということは、ある意味では処刑場でもあったということなんです。

それで、現に部落の人間、革田身分の生活というのは、出動命令が出た時に日当いくらというものだった。終わりがころになりますと、村は年間予算を組んで、たとえば川尻町の古文書を見ますと、村の予算があるんです。庄屋、米四石七斗ぐらいあるんです。革田、米一石四斗なんです。庄屋というのは一人ですけれども、革田というのは一〇人か一五人いました。それだけ較差があったわけであります。いずれにいたしましても米、一石いくらというものを年俸制で受け取っていたようであります。基本的には日当制です。罪人の逮捕とか輸送とか、牢番とか、そういうふうに出た時に日当を受けた。

たとえば追手に参加した時には、米一日二升、牢番を一昼夜したら米四升とか。日当が定額になっているんです。それを受け取る。しかし皆さん、享保の時代というのは、そのような形で、村から直接、革田が受け取るの

ではなくて、先程言いました、諸勸進つかまつり候せつというのがあるんです。ものを集めて回るといふ行為は百姓のところへその日当を革田が集めて回る権利を保障されるだけなんです。

ですから、極端な言い方をしますと、「この間、あなたの家の誰それをわしが捕まえて処刑した分の日当をくれ」と、その家へ行くわけです。そうしたら、百姓はどう思うかと言ったら、「ありがたいございます。よく捕まえて、よく処刑してくれました。どうぞお持ちかえりください」と言って渡すかというと渡さないんです。しかも、一八〇〇年代に入っては、ケガレ意識と革田の身分というものが結び付けられていく。それまではどうもケガレ意識というものと、革田身分というものは、ほとんどつながりがなかったようであります。そういうようなことから、必然的に百姓と革田身分が対立する日常生活を強制していくわけです。取り締まる側と取り締まられる側。処刑される側と処刑する側。直接的に処刑をする側。それはもう必然的に対立し、百姓からの反感、憎悪、さげすみ、ねたみ、そういったものが混在した意識つまりそれが、近世封建幕府時代に生活実態の中から形成された社会意識と呼ばれるものだと私は思うんです。

そして幕末から近代へということになりますけれども、

この幕末から近代への中で、一つのポイントがあったことは間違いないでしょう。なぜかと言いますと、いくらそういう目にあっても、身分が低くても、個人的な恣意で、革田身分に対して攻撃をし、殴ったり、蹴ったりできない。それは権力を持っているからです。十手捕り縄を持っているからです。

ところが、明治四年、解放令と言われるものが出されます。これは私は、解放令と言わずに解雇令、くびきり令だというふうに思っています。そういうふうには、最近ちょっとひねって言っているんです。解放令と言えば、「えた非人等の称を廃せしめよう条自身分職業とも平民と同様たるべきこと」とあります。これが出されたのは一八七一年の八月の二九日だったと思います。旧暦か新暦か、ちょっと今、明確に覚えてないんですが。

その後再び県が町村に対して文章で触れを一月半ばに出しているんです。先の解放令を早く、領民や民衆に徹底しなさい。ここが面白いですよ、「えたもまた人なり」と書いてあるんです。何を書いてくれるんだ、と思えますけれどもね。そういう文章が、県から一月に出された。今だったら、大差別文章だと糾弾ものですね。でも、まだ当時はそういう意識がなかったのですが。

明治四年、一八七一年の解放令は、いわゆる解雇令な

んです。身分職業とも平民と同様たるべきこと、でありますから、それは身分は確かに平民と同様であるべきことですから平民になりますけれども、職業、これは皆と同じにしるというのは、何かと言ったら、それまで、取締りの権限の一部を持たされていた十手捕り縄の仕事。これを持っていたら、先程言いましたが、一定程度、安定した生活です。幕末になると、年間いくらかが予算化されるようになった。だからそうは言っても生活は安定していた。さらに、役目の手すきに、さつき狂言、歌舞

音曲というものを言いましたけれども、それだけでなく、私たちの先祖というのは、ありとあらゆる生きるためのなりわい、生業というものを広げていっています。広島県で言えば、県北でいう川魚漁であるとか竹細工であるとか。さらに海へ行けば漁業。広島県の漁民の三分の一は部落出身者です。そういう沿岸部。

しかしそれなら、近世封建幕府時代から、それは業として、役としてあったかといえば、そんなことはないのです。いわゆる海上交通の取締りという役柄、海の地形を十分知り尽くした人間ができるなりわいというのは魚を取るといふこと、漁業をするといふことです。つまりそういう形で、ありとあらゆる方面、自分の回りに、そういう生きる糧を求めることをやりました。

ですから、そのようなりわいはともかく、役から解き放たれると同時に、それは失業するわけでありませう。そして失業すると同時に、近世封建幕府時代に形成された社会意識。つまり革田身分に対する反感、憎悪、さげすみといったものが、一度に爆発するわけです。表向きは、革田身分が我々と同じ、百姓と同じ身分になるのは許せないということ起こったとされておりますけれども、それは長年、抑圧され、鬱積したものが爆発したと見るべきではなからうか。全国で二七〇カ所か二八〇カ所の、えた解放令反対暴動が起きています。あれをえた解放令反対一揆というふうに呼ぶ人もおりますが、一揆というのは、本来民衆が権力者に対して行う行動でありますから、決してそれは一揆ではない。やられたのは部落ばかりですから。広島県でも部落解放ひろしま（部落解放ひろしま）第二八号）へ掲載されたので読んでいただいた方もあるうと思えますけれども、比婆、庄原地方で、ずいぶんたくさん部落が焼き討ちされておりますし、三原でも培根商社という、製肉工場と言いますか、これは広島県、行政が建設をし、運営をしていた建物であります。そこに働いていた部落の仲間、名前が出てくるんで、誰がされたかということも分かっているんです。その部落の仲間に対して、今の三原市の西野町と、

田野浦町、かつては田野浦村と西野村と言ったんですが、その両方の村の百姓六〇〇人で焼き討ちをするという事件が起きました。

これは単に、身分が同じになる恐怖感だけではなくて、長年のうらみつらみというものを、そこで一度に爆発をさせたと見るべきだと私は思います。

このような問題があつて、近代になりまして、徹底して排除をされていくことになりました。全てから排除されたわけでありますが、もちろんその範疇には、職業も、近所付き合ひも、教育からも排除される。そういうものから排除されて行き着く先は何かと言つて、貧困ではないわけです。徹底した貧困に落とすこめられます。それまで、そうは言つても、まあまあ低位で安定した、今の地方自治体の公務員みたいなものですけれども、低いけれども安定した生活が営まれていたものが、それをいっぺんに奪われてしまう。ですからさらに貧困になっていきます。さらにそれに加えて、教育も部落を排除していくわけです。行政も排除していくわけです。なぜかと言つて、教育や行政に位置づいたものは、その村々の有力者が、全て学校の教師になったり、役場の役人になっていくわけです。だから、全て自分の村の誰が革田で、新平民だということが分かるわけですから、徹

底して排除していくわけです。そういうことから、貧困になって、部落差別というものが、近代市民社会の中で、新たに形成をされていったという、これは非常に私たちにとっては、重要なポイントなんです。そのような影響を持つ享保の触書というものがありますが、今、私が申し上げましたような見方。これはやはり、大事ではなからうかと思えます。

そのような影響から、今度は「部落差別の現実」というものがありますけれども、この現実というもののとらえ方は、今、県行政と継続した議論をやっています。部落差別の実態とは何ぞや。部落差別の現実は何ぞや。これは部落、部落民を取り巻く社会の状況全てなんです。冒頭に申し上げましたように全部のことなんです。ですから社会意識も部落差別の実態ですよ。我々の較差から生じた結果だけが、部落差別の実態ではないのです。よく我々の内側では間違った考え方を持っている人は、こういう言い方をします。「差別、差別と言うけれども、今、差別はないと思う」「ああ、そうか。どうして?」「そりゃあもう、わしらが小学校ぐらいのこまい時に、靴の一足も買うてもらえなかった。しかし今、子どもにも靴の一足も買うてやれんことはない、三足でも五足でも買うてやれるで。それでわしは生活が安定しとるん

じゃ」。威張るんです。ちょっと待って、間違っってはおりませんか。差別というのは、昔の私らと今の私らを比べたって、何にも明らかになりませんよ。昔の私らと昔の私ら以外の人々の生活の水準。社会的な、経済的な基盤。それを比べ、そして、今の私らの全てと今の私ら以外の人々の全てを比べなかつたら、差別というのは明らかになりませんよ。たまたまあなたが、あなたの家族が、とれだけ年収があるか分かりませんが、まあまあ靴を五足ぐらい買ってやれる生活をしているか分からないが、よそでは、靴を一〇〇足ぐらい買ってやれるかも分からないぞ、と私は言ったんです。「あ、そんなもんかおう」と。

さらに部落の中でも、今、当然、それは経済的にかなり安定した人々もいます。年収一〇〇〇万を超える人もいます。部落の中で年収一〇〇〇万を超える人と、部落以外で年収五〇〇万しかない世帯と比べて、皆さん、これはもう差別はありはしないじゃないか、ということになりますか? そうはならない。やっぱり部落総体と部落外総体を比べて見なければ、差別の実態というのは、明らかにならない。だから決して個人の問題ではないということ。社会の問題とすべきことなんです。

ところが地对協の意見具申というのは、その部落差別

の存在の責任を、私たちに今転嫁をしています。私たちに転嫁をするということは、差別を受けたものが悪いというこの論理は、部落の中でも貧乏なヤツが悪いんだということになってしまふんです。だから行政の責務ではなくて、努力目標であり、そして、その責任の大部分は差別を受ける側だ。差別を受ける側がしっかりして自立をすれば、差別はなくなるよという考え方。根本的に融和主義なんです。だから我々は、地対協意見具申が、国民相互の理解だのと、何をとぼけたことを言っているんだというふうに、今、主張をしています。

そして、その実態というものを、そこに書いておりますが、県の実態調査というのは、九三年に出しておりますので、見ていただければお分かりいただけると思います。年収の問題。よく私が使う数字なんです、三〇〇万円以下の年収、部落と部落外を比べた時に、部落は六〇%が三〇〇万円以下です。部落外の場合は、四七・五%、一二・五%の差があります。さらに広島市だけをこの数字で比べてみますと、部落は五五%、部落外は二五%。実に三〇%もの較差があります。このようなこと一つをとってみても、これは一つをとってと言っても、これは根本なんです。部落問題を解決していくために、最も重要な課題として解決しなければならない職業の問

題に、非常に大きく関わってくるわけでありますから。ここところが根本なんです。

その他生活保護率の問題。生活保護受給期間の問題。部落の中には一〇年以上の長きにわたって生活保護を受給している人々がずいぶんたくさんいます。部落外の人々は、だいたい三年以下で自立をしています。どこが違うのか。教育の水準が違うんです。自立をする条件があるから自立できる。我々の場合、横着ではなくて、自立できる条件が、非常に希薄です。その中でもやはり、生活保護率の問題とすれば、高齢者世帯、高齢者の単身世帯というものが、圧倒的に生活保護率が高いのです。自立しようにも、しようのないような人々が、実は我々の側の中にたくさんいるということが、この実態なんです。そういう問題があります。

それからA市の意識調査。これは私たちを取り巻く、つまり部落民を取り巻く人々の意識なんです。その特徴的なことを、一つだけ申し上げれば、身元調査の是非について問いかけたものがありますが、身元調査は、「必要だ」、「どちらかと言えれば必要だ」、「どちらかと言えれば必要でない」、「必要でない」というこの四つのパターンで求めたところ、二〇代で、実は三三%の人が必要だと答えているんです。三人に一人。三人に二人は

必要でないかと答えているんだから、良からうがと言われ
ても、それは困るんです。三人に一人は必要だと答える、
大変恐ろしい数字だと思います。

四〇代、五〇代になりますと、これは昨年の五月一八
日、尾道市内の人が、三原市内の部落の家へ身元調査に
来たという事件がありました。その部落の家は、たまた
ま私の父親だったんです。父親のところへ、「こういう
所へこういう家はありますか?」「どうして来たんだ
ら」「いや、わしはええんじゃけど、年寄りが、どうし
ても部落かどうか調べとけと言ったから来たんだ」と。
それを言ったわけです。向東町の人です。名前までは分
かりませんけれども。調べれば調べられるんですけれど
も、それはプライバシーの問題で、我々はあえてそこま
で追求しませんでしたけれども。その方は、五八歳の人
だそうです。

つまり、四〇代、五〇代の方は、自分の子どもが就職、
結婚に関わる年齢の人が、ずいぶん多くなってきている
んです。そういう人々は、身元調査が必要だと答える人
が五三%。大変な数です。七〇歳以上になったら、もう
とんでもない話です。九〇%超えています。ですから、
この人たちが、やはり錯覚をしているのは、常に身元調
査をする立場だと思っただけで答えているんです。我々はいっ

も主張するのは、身元調査は必要ない。されたらイヤだ
という、されたらダメだという立場で答えるから、身元
調査にノーと答えるんです。ところがまだまだ、世の中
に、自分は身元調査をする立場だと思っただけで、世の中
される立場でもあるわけでしょう。される立場で答えた
ら、皆、ノーになるはずなんです。これはもっと変な意
識構造なんですけれども、その身元調査をされた相手が、
たまたま部落の人じゃなかったんですよ。相手の家が分
かったので、その対象になった娘さんがいらっしやっ
た家へ行政の人が行って、「実はこういうことがあったの
で、啓発するのに協力してもらえないだろうか」と言っ
たら、その人は言わないんです。相手の名前を。それで
しまいはどう言ったか。「そうよのう、わしもしたんじ
ゃけえ、しょうがなかるうよの」と、こう言っているん
です。これを人民相剋の悲劇と言っんです。お互いが人権
の侵害をしいながら、何が結婚か、と思っんですよ。

呉市離婚強要事件については、ちょっと省かせていた
だきますが、とても残忍な事件が起きている。これはい
ずれ解放新聞や、今年の県政樹立の差別糾弾闘争の中で
報告をいたしますので、もしご記憶であれば、差別糾弾

闘争の分科会へご参加をいただきます。この
今日段階においてもこのような実態があります。この

ような歴史があります。にも関わらず、中央本部は、だいぶ観点がぼけております。「部落問題の根本をケガレ意識、家意識とする問題」です。ケガレ観というのは、皆さん、本来的な意味は、気力が枯れるという意味なんです。つまり死という意味なんです。だからケガレと言っています。

漢字で「汚れ」「穢」と、いろいろ書きますけれども、本当は「気力が枯れる」ということです。気が枯れるということが、語源なんです。ケガレには、三つのパターンがあります。一つは死穢です。つまり死ぬケガレ、二つ目は血穢、血が出ることのケガレ。それはそうですね。血が出たら死に関わるんです。それからもう一つは、産穢、産穢というのは、何かと言ったら、お産のケガレなんです。お産はケガレだと見えています。女人禁制の山なんかそうですね。

つまり、死と死につながるものが、ケガレなんです。しかもケガレ観というのは、皆さん、人間が生活を初めて以来、ずうっとだんだんと考えられた。つまり死に対する恐怖感というのは、人間が存在し始めた時からあるわけですから。その死というものと、死というものにつながるものが、ケガレというのは、死を恐れる人間にとっては、当然のことなんです。ですから、それを実は、

どういうふうにしていくか。ケガレというのは、移っていくという、触穢思想というのがある。触つたらうつる。それは今でもありますね。「身内の誰々が死んだので、年始のごあいさつをご遠慮させてもらいます」という、黒っぽい柀のついた葉書が来ますね。あれはケガレ思想に汚染された行為です。

私の知り合いに、北海道に打本さんという方がおります。この人はお坊さんなんです。昨年一二月の初めにお父さんが亡くなりました。その方から、年賀状がちゃんと来ました。「浄土真宗にはケガレ思想はございません。」そう書いて、出してこられました。さすがだなと思つた。この方が、浄土真宗本願寺派札幌別院差別落書き事件で、えたと名指しされ、殺せと書かれていたお坊さんです。それはともかくとしまして、ケガレ観というのは、そういうものなんです。

そうすると、いろんなところに入っていくわけですが。触穢思想という形で。たとえば飼っていたニワトリが死ぬと七日間のケガレ。だから七日間は、他のものに触れないとか。そういうものなんです。

というのを考えてきますと、一八〇〇年代に部落とケガレ観というものが結びついたということを県立文書館の新しく館長になられた歴史学者の方が、私にそつと教

えてくださったんです。「政平さん、それはね、江戸時代の初めごろは、ケガレ観と部落というのはひっついてないですよ。文書が見当たらないのです。どうも、それが出てきたのは一八〇〇年代に入ってからなのでしょうね」。それは無理やりひっつけるわけです。先程言いました享保の蝕書と同じような形で、どこともなく、権力者は一種の仕事を強制するんでしょう。そのケガレ感を結び付ける中で、さげすみというものが、社会意識の中で加わってくるわけです。まさにケガレというのは、そういうものでありますが、神社がケガレを嫌うというのがあります。神聖な場所、これはやっぱり、生活の知恵だと思っんです。氏神。その氏、一族を守る神なんです。これは、全く私流の解釈として聞いていただきたいと思えます。神社の鳥居から拜殿本殿までは真っ直ぐなんです。これは神道の思想です。なぜか。神社というものは氏神でありますから、そこに何か靈験あらたかなものを祀っているということではなくて、そこには必ず食糧とか水とかが蓄えられていたはずなんです。つまり災害とか疫病とかがはやった時に、健康な人間は、そこへ逃げこめ。だから病気になる人間は、ここへ入ってはいけないよという印が、結果、しめ縄だと思っんです。水害があったら、そこへ逃げる。必ず氏神というのは、

だいたいが小高い丘の上なんです。とてつもない高いところにはないんです。そういうものだと思います。だから、たとえば子どもたちがそこへ行つて、日頃遊ぶと、そういうものがわるさされて、疫病がそういうところへ入ったり、いろんなことになったらいけないから、そこへは入ってはいけないよ。普通は入ってはいけないよという神聖化、神格化です。こういうことの積み重ねが神道となっているんです。

ところが、それらは部落差別と結びつけるということ、非常に根拠が希薄なんです。なぜかと言うと、実は次のところを言いますが、家意識。家とは一体何か。一族です。これが家なんです。職業がまず決定をされる。その支配者によって職業が強制されてきます。そして職業のあと、身分がきます。職業に身分が一体化して行く。そしてその職業・身分によって、住む場所を固定化するんです。その一体となったものが、実は家なんです。だから、固定化をするものが家ありますから、今、固定化する必要はないから、本当は家にこだわる必要はないです。家柄がいいだ、血筋がいいだと言ったところで、それこそまさに近代市民社会においては間違いないんです。しかもそれは、前近代の経済構造を支える社会構造、上部構造であつたわけなんです。だから根本は何か

と言うと、まさに経済構造と深い関係にある身分階層構造なんです。家制度というのは、その上部構造の一部なんです。ケガレもそうです。社会意識という上部構造の一部なんです。確かにそれは古くたどれば、死に対する恐怖というところへたどり着いていくとは思いますが、でも、やはり根本的な経済の土台を支える問題ではないですから、このケガレ観なり家意識というものが、部落問題の根本的な問題だということは、まさに、観念論を助長するにしか過ぎない。このように私たちは考えています。

さて、もう時間がずいぶん過ぎましたので、このあたりで終わらせていただきたいと思いますが、要するに歴史を学ぶということは、まさに、今の私たちの位置を明確にするというコンパスの役割をするものだと思うんです。方位磁石です。この役割を果たすものが、歴史を正しくと言いますか、私たちの立場に立って学ぶ。階級史観に立った学び方をする。それが、今の私たちの位置を明らかにするものなんです。この位置を明らかにすることが間違っておれば、家意識だ、ケガレ観だと言ってみたり、身分階層構造がないんだ、階級意識はないんだということになって、内側からそれが崩されていく。しかしこれは、私たち全てが持っている危険性なんです。

それが、今の社会における社会意識の影響なんです。

ですから私たちが、部落差別を解決していくという視点、常にそれを視点とした土台にしなければならぬです。それが土台、つまり基底になっていかなければ、いつでも、どう言いましようか、抜き去ることができる課題となってしまう。現に、一九六五年、「同対審答申」が出され、特別措置法が出され、運動が活発に展開されるまでは、部落問題なんて、皆さん、どこの問題か。そんな問題というのではないよというふうに、行政も教育も言いつづけて来たではないですか。我々があるよと言って、初めて運動によって、あるよ、差別はあるぞと言って、「ああ、そういえばあるの。答申も出たし、じゃあやろうか」ということになってきた。ところが、それが根本的な土台に据えることができてきたのかということ、今一度問わなければならない。

憲法の第一〇条から第四〇条までの国民の権利と義務の中にございますが、自由権の基本権と言われる部分です。この自由権の基本権が土台なんです。この土台があって、この社会権の基本権と言われる柱が立ちます。この土台が、実は職業選択の自由であったり、教育の機会均等や、居住移転の自由とか、つまり前近代から近代に変わった時に、最初に保障することによって近代をス

ターゲットさせるべく与えた権利です。権利と言いますか、まあ権利を与えるというのはおかしいですけれども、そういうものです。これが自由権の基本権。さらにこの土台の上に柱が立っていく。それは、思想信条の自由であるとか、これはずいぶん長い間抑圧をされました。集会結社の自由も、信教の自由も。戦前は土台も不完全だから、そういう柱も立たなかった。だから戦後、日本国憲法になって、ようやく土台として、フワッととしたものができた。そしてその中に、フワッととした柱が立てられているのが今の状況なんです。この土台を、いかに私たちがしっかりさせるか。それは人権というものを基底に置いた、個々具体的な人権の課題。つまり部落差別の課題、部落差別を解決する課題。女性差別、障害者差別、いろんな人権侵害を解決することを基底に据えた、土台にした行政なり教育なり、日常地域社会の共同生活なり、というものを築かなければならないのではなからうか。それこそが、歴史に学び、人類の方向性を明らかにすることが可能になってくる唯一の方法だと、私は思っているところであります。

